

身体検査に必要な設備及び器具

検査項目	設備及び器具の名称等
身長・体重	身長計及び体重計
尿検査	尿検査実施設備
胸部エックス線検査	レントゲン設備
血圧	血圧計
安静時心電図	12誘導心電計
脳波検査	脳波計（JIS規格）；マニュアルに指定された記録法ができるもの
外眼部、眼球附属器及び中間透光体検査	細隙灯顕微鏡
眼圧	アplanationトノメーター(圧平眼圧計)又はノンコンタクト型眼圧計
眼底	直像検眼鏡又は倒像検眼鏡又は眼底カメラ
遠見視力	ランドルト環視標(回転式で単独視標のものがよい)
常用眼鏡屈折度	レンズメーター 等
近見・中距離視力	近見視力表（30cm 視力用）
眼位	プリズムを用いた交代遮蔽検査法又はマックス杆検査法又はこれに準ずる検査法
輻湊	ペンライト 等
深視力	二杆法又は三杆法
視野	動的量的視野計（ゴールドマン視野計）又は周辺視野を確認することができる静的量的視野計
色覚	石原色覚検査表(学校用色覚異常検査表を除く)
耳鼻	耳鏡及び鼻鏡
純音聴力	オーゾメーター(JIS T1201-1:2000 又はこれと同等の基準によって校正されたもの)及び防音室(暗騒音 50dB 未満)
語音聴力	57 式語表又は 67 式語表を使用することが望ましい